

保健体育科教育法でパラリンピック教育を担う

教員の養成に関する一考察

ースポーツ専攻学生によるパラリンピック教育プログラムの認識ー

古田 康生 (岐阜協立大学経営学部)

又吉 紗弥 (岐阜協立大学大学院経営学研究科)

原田 理人 (岐阜協立大学経営学部)

キーワード：保健体育科教育法，パラリンピック教育，障がい者スポーツ

1. 序論

2013年9月の第125次国際オリンピック委員会 (International Olympic Committee, IOC) 総会で2020年のオリンピック・パラリンピックの開催都市が東京に決定して以降、様々な教育機関でオリンピックやパラリンピックをテーマとした教育活動が実施されてきた。オリンピック・パラリンピック東京大会 (以下、東京2020とする) では多くの成果を得たが、レガシーの一つであるオリンピック・パラリンピック教育 (以下、オリパラ教育とする) を今後も引き続き実践していく意義は大きい。しかし、そのためにはオリパラ教育が様々な校種で実践でき、中心的な役割を果たせる教員の養成が急務であろう。すなわち、オリパラ教育のプログラム企画やその運営だけでなく外部講師の招聘などの交渉、内部教員との調整など数多くのオリパラ教育ができる環境を整えられる教員が必要である。そのために大学の教員養成課程でオリパラ教育が実践できる能力をどのように学生に習得させるかといったカリキュラム開発のため資料を得なければならない。今回は、その基礎的な資料として教員を志望する学生のオリパラ教育に対する認識の確認が本研究の主目的である。

本研究は、これまでスポーツ庁などが報告したオリパラ教育を概観し、次いで学習指導要領 (保健体育科) を根拠に授業内容にオリパラ教育を組み込む意義を理解する。さらに、大学等の教職課程の専門科目「保健体育科教育法」の授業目的をシラバスにて確認し、授業内容にオリパラ教育に関する指導法が組み入れられるか検討する。そして最後に、教職課程を履修する学生を対象にオリパラ教育に対する認識実態を質問紙調査により明らかにする、という構成にした。

1. 文部科学省・スポーツ庁による「オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業」

1.1 学校教育でのオリパラ教育の必要性

オリパラ教育の必要性は、スポーツ庁のホームページに明記されている。すなわち、「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業 (オリパラ教育)」のオリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業概要のページに「オリパラ教育の必要性」¹⁰⁾ が2つ示されている。1つ目は、東京2020

大会が近づき、開催都市だけでなく、全国的なオリパラ・ムーブメントの推進が不可欠、とある。2つ目は、オリパラ教育は、大会そのものへの興味関心の向上だけでなく、オリパラをテーマとして、スポーツの価値、国際・異文化、共生社会への理解を深めるとともに、規範意識を養うなど多面的な教育的価値を持つ。我が国の無形のレガシーとして、オリパラ教育の必要性は高い、とある¹⁰⁾。

これは、オリパラ教育は単に東京 2020 大会を盛り上げるためだけでなく、オリパラをテーマに教材化を図り、スポーツの価値を再認識させ、国際・異文化理解といったグローバルな視野を持ち、国際平和の視点、健常者と障がい者に限らず様々な人が共存できる共生社会の実現に向けた基礎的理解を深める役割を果たすと言える。そして、東京 2020 閉幕後もレガシーとして継続的で教育的価値の高いオリパラ教育を目指している。上記の通りオリパラ教育の必要性を明文化している。

1.2 スポーツ庁によるオリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業

東京 2020 を契機に多くの学校でオリンピック・パラリンピックをテーマにした多様な教育活動が実施されている。本研究で扱うオリパラ教育とは、スポーツ庁による「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業」⁹⁾の一環として実施された事業のことである。この事業の目的は、東京 2020 の準備及び運営に関する施策の推進を図る基本方針において日本政府が決定し、「大会の開催を契機にオリンピック・パラリンピック教育の推進によるスポーツの価値や効果の再認識を通じ、国際的な視野を持って世界の平和に向けて貢献できる人材を育成する」と謳っている。また、文部科学省及びスポーツ庁で組織された「オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議」⁸⁾による最終報告では全国的なオリパラ教育の普及の意義として、「(1) スポーツの価値」、「(2) オリンピック・パラリンピックの理念とオリンピック・パラリンピック教育の意義」、「(3) オリンピック・パラリンピック教育の具体的な内容」の 3 つの内容が提示されている。すなわち、(1) の「スポーツの価値」では、スポーツは、精神的な充足感や楽しさ・喜びをもたらし、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤をつくる。また、自己実現や自己変革を促す力、社会や世界を大きく変える力がある、とある。(2) のオリパラの理念と教育の意義では、オリパラ教育の推進にはオリンピックの 3 つの価値の「卓越」、「友情」、「敬意/尊重」、パラリンピックの 4 つの価値の「勇気」、「決意」、「平等」、「インスピレーション」の理解が必要であり、「スポーツの価値の再認識を通じて、国際的な視野を持って世界の平和に活躍できる人材を育成する」とあり、オリパラ教育が単なるスポーツ教育ではなくグローバルな視点で物事を考えられ、世界平和に貢献できる人材育成を目指していることが理解できる。また、(3) の教育の具体的な内容では、オリンピック・パラリンピックそのものについて学び、加えてスポーツの価値や参加国・地域の文化、共生社会、持続可能な社会などについてオリンピック・パラリンピックを通じて学べる」とオリパラ教育の普及の意義を示している。

1.3 オリンピック・パラリンピック教育のテーマ

今回の東京 2020 でのオリパラ教育の推進では、オリンピズムの教育的価値(努力から得られる喜び、フェアプレー、他者への敬意、卓越性の追求、身体・意志・知性の調和)、パラリンピックの価値(勇気、強い意志、インスピレーション、公平)の普及のため次の 5 つのテーマが設定されている¹¹⁾。それは、(1) スポーツ及びオリンピック・パラリンピックの意義や歴史に関する学び、(2) マナーとおもてなしの心を備えたボランティアの育成、(3) スポーツを通じたインクルーシブな社会(共生社会)の構築、(4) 日本の伝統、郷土の文化や世界の文化の理解、多様性を尊重する態度の育成、(5) スポーツに対する興味・関心の向上、スポーツを楽しむ心の育成、である。平成 29 年度以降、このテーマに沿い全国各地でオリパラ教育が実施され、『スポーツ庁委託事業「オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業」実践事例集』¹¹⁾としてまとめられ、関連ホームページでも公開されている。

2 中学校「学習指導要領」保健体育科 教科の目標

オリパラ教育がスポーツ庁などの行政機関により積極的に推進されたことは理解できたが、それを実施するにあたり、保健体育科の授業に関わる根拠が示されている学習指導要領の「教科の目標」とオリパラ教育がどのような関連があるかを確認しておかなければならないであろう。そのため、今回は中学校学習指導要領（保健体育）の教科の目標を示し、オリパラ教育との関連を確認する。

2.1 中学校保健体育の教科の目標

ここでは、中学校学習指導要領保健体育科の教科の目標とオリパラ教育の実施について確認する。中学校保健体育科の「教科の目標」⁶⁾ は以下の通りである。

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。

(2) 運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。

(3) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

中学校保健体育科の「教科の目標」を達成するためにオリパラ教育が果たす役割という視点で考えると、障がいの有無に限らず全ての人が「生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成」という文言は、オリパラ教育が目指す「パラリンピックの価値」にある『共生社会の実現に向け、一人ひとりの異なる背景を認め、他者を尊重する態度を身につける』に通じると言える。したがって、オリパラ教育は、保健体育科の教科の目標を達成するために大きく貢献できると判断できる。

2.2 中学校学習指導要領解説保健体育編でのオリパラ教育に関する直接的な記述

中学校学習指導要領解説保健体育編でのオリパラ教育の直接的な記述は、保健体育科改定の趣旨⁵⁾ に示され、それは『東京オリンピック・パラリンピック競技大会がもたらす成果を次世代に引き継いでいく観点から、知識に関する領域において、オリンピック・パラリンピックの意義や価値の内容について改善を図る』と明記されている。また、中学校学習指導要領解説保健体育編の「指導計画の作成と内容の取扱い」⁷⁾ では、『オリンピック・パラリンピックに関する指導の充実を図る観点から、パラリンピック競技大会で実施されている種目などの障害者スポーツを体験するなどの工夫も考えられる』と明記されている。

したがって、オリパラ教育は東京2020のための一過性の活動ではなく、保健体育科の教科の目標を実現するために継続的に実施される教育活動であると理解できる。

3 A大学の教職科目「保健体育科教育法」の学習目的

オリパラ教育を東京2020のレガシーとして今後も継続的に実施していくためにはその教育内容の充実だけでなく、それを担当できる教員の養成が急務であり、その役割が果たせる代表的な科目の一つとして「保健体育科教育法」が考えられる。そこで、事例的に岐阜県A大学の保健体育教員養成課程の専門科目

である「保健体育科教育法」の授業目的とオリパラ教育の目的との整合性を確認し、保健体育教員養成課程でオリパラ教育指導法が実施可能か確認する。

オリパラ教育を保健体育科教員養成課程で実践するためには、まず専門科目「保健体育科教育法Ⅰ～Ⅳ」において何をどのように学べるように授業展開されているか理解しなければならない。

3.1 保健体育科教育法Ⅰ

2年次の前期に講義方式で学ぶ「保健体育科教育法Ⅰ」の授業の目的は以下の通りに示されている¹⁾。ここでは、中学校と高等学校での保健体育科授業が立案できる専門知識を修得することが目的であると理解できる。すなわち、保健体育授業で実施される「運動領域」と「保健領域」の教科内容、それを実現させるための教材と教具について理解し、授業を展開した上で求められる評価方法及び授業で取り扱う運動内容の技術指導法を系統的に学ぶことが理解できる。また、指導対象となる生徒の集団的特性も扱っている。

授業目的：本講義では中学校・高等学校における保健体育の授業に必要な方法について学ぶ。具体的には、体育授業を編成することに必要な教科内容論、教材論、教具論、評価論、技術指導の系統性、集団論について学ぶ。本講義を通して、保健体育科の授業が立案できるようになることを目標としている。

この目的から保健体育授業の担当教員に必要な基本的能力の獲得を目的としていることが理解できる。

3.2 保健体育科教育法Ⅱ

2年次の後期に講義方式で学ぶ「保健体育科教育法Ⅱ」の授業の目的は以下の通りに示されている²⁾。ここでは、中学校と高等学校での保健体育科授業の基本的な授業づくりと指導案作成の方法を学び、合わせて模擬授業などを通して実践的な授業運営能力を獲得させる段階にあると理解できる。

授業目的：教科「保健」及び科目「体育」における「体育理論」領域について、授業づくりの基礎的な原理・原則と授業計画案づくりの方法を学び、あわせて授業実践力の向上を目指す。

3.3 保健体育科教育法Ⅲ

3年次の前期に講義方式で学ぶ「保健体育科教育法Ⅲ」の授業の目的は以下の通りに示されている³⁾。ここでは、「模擬指導」により授業実践力を高めることを目標としている。また、指導対象となる生徒とのやり取りにて適切な回答ができるようにより高い専門知識の学習を目標としていることが理解できる。

授業目的：この講義では、実技の授業を通して、保健体育科教育法Ⅰで学習した教科内容論、教材論、教具論、技術指導の系統性、学習集団論に関する知識を模擬授業を実践しながら理解を深めていく。また体育の授業において子どもが感じる疑問に対して、スポーツ科学の知見を生かして答えられるようにことを目指す。

3.4 保健体育科教育法Ⅳ

3年次の後期に講義方式で学ぶ「保健体育科教育法Ⅳ」の授業の目的と到達目標は以下の通りに示されている⁴⁾。ここでは、学校授業の正課活動と体育的な特別活動や部活動などの課外活動の関連性や教育の連続性の理解と実践力の習得を目標としていると理解できる。

授業目的：本講義では、学校体育における教科外体育の現状と課題、ならびに教育方法について学ぶ。具体的には、体育授業と教科外体育における行事及び、運動部活動の関連性について理解を深め、教科（保健体育科）の学習を教科外の場（学校生活の場）でどのように発展させるのか、あるいは反対に教科外の体育・スポーツ活動に何を求めそれを実現させるには教科・体育で何を教える必要があるのかを考える。これまでの講義とは異なり、体育行事や運動部活動にまで視野を広げた、実践的な学習が求められる。

以上、保健体育科教育法ⅠからⅣの授業目的を確認したところ、保健体育科教育法Ⅱでの体育理論、保健体育科教育法Ⅳの特別活動といった単元にてオリパラ教育に関する指導法を授業内容として組み込むことが可能であると理解できた。

2. 研究目的

スポーツ庁が主導するオリパラ教育の目的や実施の成果を確認し、学習指導要領の保健体育科「教科の目標」との関連、オリパラ教育を担う保健体育教員を養成する代表的な科目の一つ「保健体育科教育法」の授業目的から授業内容にオリパラ教育指導法が組み込めると理解できた。しかし、中学校・高等学校の保健体育教員を志望する学生がオリパラ教育に対してどのように認識しているかは不明である。

そこで、ここではスポーツ経営を専攻し、中学校・高等学校の保健体育科教員養成課程のカリキュラムを履修する教員志望学生を対象にオリパラ教育に対する認識を質問紙調査により明らかにしようと試みた。今回は、特に障がい者のスポーツ指導法を学ぶ教員志望学生を対象としたため、オリパラ教育のパラリンピック教育に焦点を当てて検討する。

3. 研究方法

1 調査対象

本研究で調査対象となったのはA大学経営学部スポーツ経営学科に在籍するスポーツ経営を専攻する学生30名であった。4年次男子学生が9名、3年次男子学生が10名、3年次女子学生が11名であった。今回の調査は、A大学の所定の基準を充たすと公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認指導者資格の初級障がい者スポーツ指導員の資格が取得できる専門教育科目（人間とスポーツ）の一つ「障がい者スポーツ演習」で実施した。なお、現時点では「公益財団法人日本バラスポーツ協会」となっているが調査開始時は旧名称であったため、そのまま表記した。

2 調査期間

本調査は、2021年10月の「障がい者スポーツ演習」授業にて実施した「障がい者スポーツの今日的意義」の学習内容の一環として演習形式にて実施した。

3 調査方法

本研究では、自記式質問紙調査法によって調査対象学生から「中学生・高校生時にオリパラ教育を受けた経験」、「オリパラ教育の意義」や「具体的な教育プログラム」に関する情報を自由記述にて得た。調査は、集合法によって実施され調査用紙はその場で回収した。

4 質問項目

今回の調査では、次の質問項目を設定した。①高等学校までのオリパラ教育の受講経験の有無、②体育科・保健体育科の授業で児童・生徒に障がい者スポーツやバラスポーツを体験させる意義、③パラリンピック教育を学校教育に導入する上での注意点、④あなた（履修学生）が中学生を対象に実施してみたいパラリンピック教育の具体的なプログラム、以上4項目に回答させた。なお、②から④は自由記述で回答させた。

5 倫理的配慮

研究協力を得た調査対象学生の30名に対して、研究主旨と実施の意義、調査方法、研究結果の公表においては、個人情報保護を遵守し、個人が特定されない旨を説明した。また、調査協力は自由であり、不参加や途中での中止であっても、不利益は生じない、と説明し同意を得たのちに回答させた。

なお、本研究は、岐阜協立大学研究推進委員会規則、『岐阜協立大学における研究者の行動規範』を遵守して実施した。

4. 調査結果

1 調査対象学生の高等学校までにオリパラ教育を受けた経験とその内容

今回の調査対象学生でパラ教育の経験があると回答した学生は2名で、28名が「経験なし」と回答した。「経験あり」と回答した学生の経験内容は、「小学校時に車いすバスケットボール選手の講演」と「車いすバスケットの体験」がそれぞれ1名で、93.33が「経験なし」と回答した（30名中2名のみ経験あり）。

2 保健体育授業で生徒がバラスポーツや障がい者スポーツを体験する意義

表1は、調査対象学生が記述した「生徒が保健体育授業でバラスポーツや障がい者スポーツを体験する意義」の一覧である。今回は、調査対象となった30名の全ての学生が何らかの意義を記述し、未記入の回答は認められなかった。

自由記述内容を切片化し、サブカテゴリーに分類し、さらにカテゴリー化した。その結果、『学び・理解』と『教育的意義』の2つが抽出できた。

まず、『学び・理解』のカテゴリーは、〈障がいの理解〉、〈障がい者スポーツの理解〉、〈障がい者の理解〉、そして〈障がい者アスリートの理解〉の4つのサブカテゴリーにより構成できた。一方、『教育的意義』では〈共感的理解〉と〈教育の意義〉の2つのサブカテゴリーにより構成できた。ここでは、『 』で示したのがカテゴリー（2つ）、〈 〉で示したのがサブカテゴリー（6つ）、そして「 」が具体的な記述内容である。

2.1 『学び・理解』の具体的な記述

『学び・理解』で最も多く記述された内容は、〈障がい者の理解〉に関する事項であった。「障がい者スポーツの体験を通して障がい者の気持ちが理解できる」や「障がい者の生活が理解できる」、「実践により身体機能が実感できる」、「健常者との違い」といった障がい者に関する基本的な理解や「障がい者がなぜスポーツをするのか」、といった記述が認められた。次に多く認められたのが、様々な〈障がい者スポーツの理解〉であった。「体験を通して障がい者スポーツが認知できる」、「深く知れる」、バラスポーツの「楽しさと難しさが理解できる」、「別の角度(視点)でスポーツを考えられる」などの記述があった。さらに、〈障がい者アスリート(パラアスリート)〉に関する記述も認められた。すなわち、「競技者として身体能力の凄さ」や「可能性」といった競技者としての側面からの回答も認められた。加えて、〈障がいそのものの理解〉では、「普段できていることをあえて不自由にすることで何かに気づける」や「障がいに対する理解が深まる」といった記述があった。

2.2 『教育的意義』の具体的な記述

〈共感的理解〉では、「障害は他人事ではない」や「将来自分も障がい者になる可能性はある」といった記述があった。〈教育の意義〉では、「児童や中学生期という早期に障がい者スポーツに触れること自体に

保健体育科教育法でパラリンピック教育を担う教員の養成に関する一考察（古田ほか）

表1 学生が記述した保健体育授業で障がい者スポーツを実施する意義

カテゴリ	サブカテゴリ	記述内容
学び ・ 理解	障がい理解	障がい者スポーツを通して、普段当たり前でできていることをあえて不自由にすることで“何か”に気づける 障がい者に対する理解と障害そのものに対する理解ができる 障がい者スポーツを通して障がい者と健常者には差がないことが理解できる
	障がい者スポーツ理解	車いすバスケット等の親しみやすい種目の体験で障がい者への配慮や関心が高まる 障がい者でも楽しめるスポーツがあることが知れる 普段とは違うスポーツをする楽しさと難しさが実体験できる 障がい者スポーツを知る機会になる 車いすの操作をしながらスポーツをする難しさが理解できる 別の角度からスポーツを考えることができる 障がい者が知っている障がい者スポーツの楽しさが実体験できる シッティングバレーボールでは行動範囲が制限されるため、声かけやチームワークなどが重要と気づく
	障がい者理解	障害のある人への理解や気づきができる(他者理解や尊重) 障がい者の気持ちが理解できるようになる 車いすバスケットボールなどをの実体験は障がい者や障がいの理解がより深まる 障がい者スポーツ体験を通して相互の尊重になる。 障がい者スポーツ体験を通して障がい者理解ができ、尊重にもなる。 障害を体験し、どんな思いで生活しているかが理解できる 障がい者に対する考え方を改めることができる 健常者と障がい者の差が知れる シッティングバレーボールなどの体験で思うように体が動かせないことを通して障がい者を理解できる 障がい者スポーツの体験は、TV等のメディア媒体で視聴した際に親近感を感じる バスケットボールと車いすバスケット等、同じ競技でも競技に対する見方が変わる 障がい者スポーツがどのようなものか知ることができる、理解が深められる パラアスリートの交流は実際に会場での応援などの行動につながる ブラインドサッカーなどは生徒の知らない知識や世界を知れる機会となる 通常では経験できない障がい者スポーツの難しさや楽しさの実体験は見方を変える 障がい者がなぜスポーツをしているのかが知れる
	障がい者アスリート理解	障がい者スポーツを認知させられ、パラアスリートの凄さを実感できる パラスポーツ体験により、障がい者アスリートの凄さや苦勞が理解できる、障がい者を見る目が変わる パラアスリートなどのトップ選手の指導を受けることで身近に感じられる
教育的意義	共感的理解	他人事ではないことを理解できる 将来、自分が障がい者になる可能性はゼロではない
	教育の意義	小学校や中学校の児童期や青少年期という若い時期に障がい者スポーツに触れること自体に意義がある 児童期に障がい者の存在を知れることに意義がある 誰にとっても様々なことを考える良い経験になる 健常児であれば、自分を省みる機会になる 障がい者の生活を詳細に知ることによって配慮した生き方に繋がる 児童期の障害者スポーツ体験は、偏見を減らし共生社会の実現につながる 車いすなどの福祉用具や障がい者スポーツ用具の操作方法が知れる 障がい者への接し方やコミュニケーションの取り方が知れる

意義がある」、「障がい者の存在を知れる」、「様々なことを考える良い機会になる」、「障がい者に配慮した生き方に繋がる」、「偏見を減らし、共生社会の実現に繋がる」「福祉用具の操作方法が知れる」、「障がい者との接し方やコミュニケーション取り方が分る」といった記述が認められた。これらの結果から多くの学生が障がい者スポーツ体験を保健体育科授業に組み込むことに対して肯定的で、メリットを記述していた。

一方、運営上の課題として、パラリンピック教育を遂行するために必要な車いすやパラスポーツを体験するに必要な用具を揃えるための費用といった経済的課題を挙げる学生もいた。また、車いすなどの慣れない用具、アイマスクを使用したブラインドサッカーやサウンドテーブルテニスなど視覚を遮断するという特徴的なルールの下での活動での外傷（怪我）の防止と安全管理といった運営上の課題を挙げる、その

解消により質の高いプログラムになると主張する意見もあった。

3 学生が考えた中学生を対象としたパラリンピック教育の内容

表2は、今回の調査対象学生が中学校の保健体育科授業で実施が可能と考え企画したパラリンピック教育プログラムの例である。本研究でのパラリンピック教育プログラムを作成する手順は、まず学生の個人が授業案を単独で考え、その後に3~4名の学生でグループを編成し、各自が作成した授業案を発表し、質疑応答を通してグループで最も実現可能な授業案を選択させ、さらにその授業案をより具体的で、実現可能で、パラリンピック教育の目的が達成できるよう話し合い、最終的にグループの授業案として創り上げ、代表者が発表した内容である。

表2 対象学生が考えた中学生対象のパラリンピック教育のプログラム案

体験型	バラスポーツの体験	事前学習:動画を活用して内容を理解する→体験学習→事後学習:体験時の動画を視聴しながら感想や課題を討論する
	車いすバスケットボール体験	事前学習:競技が生まれた背景や歴史的過程、ルールや競技特性など競技の理解を助ける動画の視聴やテキストを読み、理解を深める→体験学習→プレイの難しさや不自由の実体験を通しての障がい者理解をまとめる
	義足体験	義足使用者を招聘し、ご自身のこれまでの経験談を聴く→義足体験→共生について考える意見交換
	ブラインドサッカー	事前学習:動画により競技特性と障害を理解する→実体験→事後学習:今後の共生社会を話し合う
	シッティングバレーボール体験	事前学習:競技と障害を理解する→実体験→事後学習:障がい者の生活を理解する
	障がい者と一緒にプレイ	障害に応じてルールを変更し、誰もが楽しくプレイできるスポーツの在り方を考える
	ブラインド卓球	事前学習:障がい者がプレイできるようにルールが工夫・変更されていることを理解する→実体験→感想や課題(用具を揃える費用なども含め)を話し合う
	障がい者と一緒にプレイできるシッティングバレーボールの考案	事前学習:競技とルールの理解→体験(障害者と健常者が一緒にプレイできるようにルールを工夫する過程を通して共生社会を考える)→事後学習:声掛けやコミュニケーションの取り方も含め感じたことや課題を小グループで話し合う
講演型	バラアスリートの講演を聴く	講話だけでなく、デモンストレーションや一部体験を含めた講演により障がい者スポーツの認知と理解を深める。事後学習として、小グループで意見交換をする。
	バラアスリートの講演を聴く	障がい者理解を第一に考え、生活をする上での苦労や気持ち等の講義を受ける。その後、バラアスリートとしての妻が実感できるデモンストレーションをしていただく。
	ゴールボール体験	ゴールボールの選手や指導者を招聘し、スポーツに対する気持ちや障がい者の生き方について理解できるお話をさせていただく。その後、実際にプレイしをする。さらに生徒間で感想などを話し合い、代表者が発表をする。
	パラリンピアン講演	事前学習:招聘するパラリンピアンの実際の映像の視聴により障害を理解する→講演・デモンストレーション→障がい者視点でふりかえり(生徒間での話し合い)
	車いすバスケットなどのパラリンピアン講演	事前学習:障害と競技特性を学ぶ→パラリンピアンとの一問一答形式の交流会・体験学習→体験で得たことや学んだことをまとめる
学習型	パラリンピック教育	パラリンピックの歴史や特徴、オリンピックとの違い、発展過程を調査してまとめ、発表させる

3.1 障がい者スポーツの体験型プログラム

最も多かったプログラムは、実際に障がい者スポーツを実体験する体験型プログラムであった。具体的な競技種目を例に挙げるグループと体験種目は決めていないが体験の過程を具体的にプログラムするパターンに分けられた。

代表的な障がい者スポーツのひとつである「車いすバスケットボール」や「義足体験」、「ブラインドサ

ッカー」、「シッティングバレーボール」、「サウンドテーブルテニス（ブラインドテーブルテニス・卓球）」の体験型プログラムが挙げられた。全てのグループが一過性の体験プログラムではなく、事前学習として競技特性や競技ルール、その競技をする選手の障がいの特徴、通常の競技との違い、どの様な障がいのある選手が参加するのか、障がいのカテゴリーやレベルといった事前学習を実際の体験前に組み入れていた。また、事後学習では実体験による感想の意見交換やまとめ、発表などにより学びが深くなるように授業が組み立てられていた。

3.2 講演及びデモンストレーション型

講演・デモンストレーション型とは、障がい者スポーツの選手や指導者を招聘して、障がい者理解や障がい者スポーツに関する理解が深まる講演や講話と実際に一部の生徒と一緒にプレイしてデモンストレーションするプログラムであった。講演では、障がい者スポーツ選手と生徒が質疑応答できるよう設定されたプログラムのパターンが多く、一方通行型ではなく双方向型の講演が大半であった。また、デモンストレーションの目的は、障がい者スポーツ選手の身体機能や身体能力の高さを生徒の前で実際に見せることで、その凄さや障がい者であっても健常者である受講中学生と違いがないことを理解させるためであった。

3.3 調べ学習型

調べ学習型も認められた。これは保健体育科授業の「体育理論」の単元にて実施するという意見であった。パラリンピック種目とパラリンピックの歴史的背景を調べ学習で理解し、その開催目的やパラリンピックを開催する意義をグループワークによって調査させ、まとめ、発表するという一連のプログラムであった。

調査対象学生がグループワークにより導き出したパラリンピック教育プログラムは、一過性の体験や講演を聴くのみといったプログラムではなく、「事前学習」により予備知識を学び、「実体験や双方向型の講演とデモンストレーション」、「事後学習での意見交換による深い学び」、という一連のプログラムとなるように企画されていた。

4 中学生を対象に保健体育授業でパラリンピック教育を実施する上での注意点に関する記述

表3は、調査対象学生が「中学生を対象に保健体育科授業でパラリンピック教育を実施する上での注意点」として自由記述にて回答した内容である。対象となった30名のすべての学生から何らかの注意点の回答を得た。中には3つの項目を挙げる学生もあった。回答は、23項目に分類でき、大別して中学生を対象とした保健体育科の授業にてパラリンピック教育を実施する「授業運営法（授業マネジメント）」、パラリンピック教育を受講する「生徒の反応」とそれに対する授業運営者の対処に関する項目、授業運営者による「授業を運営する環境づくり」、そして「授業を運営する教員の能力」の4つのカテゴリーに分けられた。

最も多く回答された注意点は、「生徒の反応」であった。それは、対象学生の多くがパラリンピック教育の価値は認めてはいるが、プログラムに参加する全ての中学生が肯定的な受け取りをするわけではなく、授業マネジメントとして「導入での動機づけ」や「関心と興味づけ」に配慮しなければならないという意見が多くあった。

次いで多く挙げられた注意点は、パラリンピック教育に関する「授業ができる環境づくり」であった。授業をつくり上げるための「担当教員間の連携」や生徒を取り巻く人的環境である保護者（家族）などの理解を含めた「家族や地域など生徒を取り巻く環境との連携」、障がい者スポーツ体験を実施するために必要となる車いすなどの福祉用具やスポーツ用具を揃えるための「経費」や障がい者スポーツアスリートや指導者を招聘するための「講師料」など経済的な負担や予算の確保を課題に挙げる学生の意見もあった。さ

表3 パラリンピック教育の実施で注意しなければ点

	学生が記述した注意点
授業運営方法	障がい者スポーツの実体験を通して気づける・学べる点は多岐にわたるので論点が漠然とさせない 前向きに学ぼうとする全校的な雰囲気づくり その場での完全な理解は難しいので事後学習で適切な学びの振り返りをする 障がい者スポーツのによる怪我や難しさにより抵抗感を感じないようにする
生徒の対応	生徒の障がい者との関わり方に戸惑いが見られる可能性があり、上手く促進する 理解しようとしないうちにもうかぬかもしれない 接し方やコミュニケーションの取り方が分からない生徒が表情や態度に表れてしまう可能性がある 初めて体験する生徒を把握し、サポートできるようにする 肯定的に受け入れられない生徒への対応 障がい者に対する先入観がある可能性がある 障害や障がい者スポーツに関する予備知識が少ない 自分には関係ないという他人事と考える生徒はいる 障がい者スポーツに関する授業を全員に理解させるのは厳しい 中学生は精神的成長の途中なので差別的発言や偏見といったリスクに対処できる準備をする 受け取る生徒は様々だから全員が理解するとは限らない 生徒に私くし事として意識させて主体的に取り組ませる
授業ができる環境づくり	担当教員間の連携 家族や地域など生徒のを取り巻く環境との連携 体験事業(授業)での経費(講師料や用具代など) 障がい者スポーツの選手や指導者への精神的、身体的負担を考えた上で実施する
授業運営する教員の資質	障がい者に対する先入観がある可能性はある 障害や障がい者スポーツに関する専門知識が少ない 授業運営をする教員には高い専門知識や授業運営能力が求められ

らに、障がい者スポーツ選手や指導者を招聘する場合、障がい者特有の身体的負担や精神的負担についても配慮できるよう準備しておかなければならない、という意見もあった。

最後に挙げられた意見は「授業を運営する教員の能力」であった。生徒に限らず、担当教員にも「障がい者に対する先入観」がある可能性は否定できない。そのため、担当教員自身も十分な事前学習が必要である、という意見である。加えて、多くの担当教員が障がい者や障がい者スポーツに対する予備知識が少ない可能性がある。そのため、障がい者スポーツ等の現場を訪問するなどした上で授業運営にあたるべきである、という意見もあった。また、パラリンピック教育は、通常の授業では得難い学びの成果が求められる。そこで、これまでのパラリンピック教育の実践事例報告などを活用し、教員対象の事前研修会を実施し、パラリンピック教育に関する高い専門性を身につけ、共通理解を図る必要がある、という指摘もあった。

この調査項目では、「参加する生徒(中学生)」、「生徒を取り巻く保護者や地域」、「学校の教職員」、実施にあたり外部から障がい者スポーツ選手や指導者を招聘する場合の「外部指導者」、そして「授業運営する教員」といった様々な立場から注意点を指摘する意見が認められた。ただし、今回の調査では、行政の立場である教育委員会との連携や「学びの成果の外部発信」などの意見は認められなかった。

5. 考察

本研究は、東京2020のレガシーである「オリパラ教育」の授業が担当できる保健体育科教員の養成が大学教員養成課程の専門科目「保健体育科教育法」で実施できるか検討する基礎的資料を得ることを目的とした。今回は、特にパラリンピック教育に焦点化した。検討方法は、第一に学習指導要領を根拠に保健体

育の目標を理解し、次いで、教員養成課程の専門科目の保健体育科教育法の授業目的の確認からオリパラ教育指導法の組み込みが可能か検討した。そして、スポーツ経営専攻学生の教職課程履修者を対象に「パラリンピックの意義」、「中学校の保健体育科授業に障がい者スポーツ授業を取り入れるうえでの注意点」を自由記述により回答を求め、「具体的な教育プログラム」をグループワークにて作成させ、その分析から学生のパラリンピック教育に対する認識を把握しようと試みた。

今回調査対象となった学生のうち、高等学校までにオリパラ教育を受けた経験が「ある」と回答したのは2名であり、93.33%が経験なしと回答した。その理由として、今回調査対象となったのが大学3年次及び4年次学生であり、東京2020の招致が決定してスポーツ庁によるオリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業が全国的にスタートした時点で、既に高等学校生となっていた時期であったためと推察される。

対象学生に中学生を対象にパラリンピック教育をする意義を自由記述により回答させたところ、全ての学生から何らかの意義の回答を得ることができた。内容は、40件であった。6つのサブカテゴリーと『学び・理解』と『教育的意義』の2つのカテゴリーが抽出された。最も多い記述は「障がい者の理解」であった。一連のパラリンピック教育のプロセスを経験することで障がい者の心理的(精神的)理解が深まると考える学生が多く認められた。また、なぜ障がい者スポーツに取り組もうとするのか、障がい者スポーツを継続するための苦労や工夫の理解により、障がい者について理解が深まるという意義を回答する学生が認められた。「障がい者理解」を通して受講した中学生が今後の人生において壁にぶつかった時や何らかの障害に道が閉ざされた時に役立つ示唆が得られるのではないかと考える学生が多く認められ、それがこのパラリンピック教育の意義と主張していた。

また、〈教育的意義〉のサブカテゴリーでは、早期に障がい者と障がい者スポーツの存在を知ることの利点を挙げる意見があった。つまり、中学生であれば障がい者の存在は認知しているが、その人達がスポーツを通して社会参画し、自ら障害を受け入れ、克服しようと努力している障がい者の存在を知れる。これは障がい者スポーツの普及だけでなく、中学生の今後の人生に大きな財産になるという意見があった。また、障がい者との接し方やコミュニケーションの取り方を実際に学ぶことにより、理解が広がり、共生社会の実現につながる可能性を主張する意見も認められた。

中学校でパラリンピック教育を実践する上での注意点は、4つのカテゴリーに分類できた。最も多かった意見は「生徒の対応」であった。対象学生はパラリンピック教育を肯定的に受け止め、その価値を認めつつも、思春期の中学生であれば「全ての生徒が理解できる訳ではない」や「戸惑う生徒も多い」といった指摘もあり、事前に担当教員間で連携して対応できるようにしなければならないという記述もあった。

中学生を対象とした障がい者スポーツ教育の具体的なプログラム作成では、「障がい者スポーツ体験型」、障がい者スポーツ選手や指導者を招聘しての「講演・デモンストレーション型」、そして保健体育の体育理論の単元での「調べ学習型」の3つに分類できた。各プログラムには一長一短あり、実体験ができるという長所の主張もあれば、慣れないスポーツ動作や車いすなどの福祉器具の操作誤りによる怪我などの可能性を危惧する意見もあった。障がい者スポーツ教育プログラムを運営する上での課題は全校的な教職員の連携や授業担当教員の連携、担当教員の専門知識習得と技能の獲得、生徒の協力などにより最小限に抑えられるのではないかと、という主張も認められた。

中学校学習指導要領「保健体育科編」の教科の目標を確認したが、その目標達成のためにパラリンピック教育が貢献できることが確認できた。また、「保健体育科教育法」の授業内容にオリパラ教育指導法を組み込めると理解でき、オリパラ教育の継続に貢献できる教員養成が可能と判断できた。

保健体育科教育法を履修する教職志望学生を対象とした質問紙調査では、「中学生を対象としたパラリンピック教育の意義」に全ての学生から肯定的な回答を得た。また、具体的な教育プログラムでは一過性のプログラムではなく、事前学習で予備知識を高め、実体験や講演を主体的で前向きに取り組み、事後学習では生徒間で話し合いなどにより情報共有して理解を深めるといった一連のプログラムを作成していた。また、パラリンピック教育プログラムを作成する上で課題が生じた場合は、学生相互で協議をして解決策を導き出していた。

本研究の調査により調査対象学生が、オリパラ教育には教育的意義があり、保健体育科の「教科の目標」の実現に大いに貢献できると認識していることが明らかとなった。しかし、その授業を運営するには数多くの課題があるとも認識している。通常の教室での座学とは異なり、パラスポーツの実体験を伴うプログラムを運営する場合、外部との交渉や生徒の安全管理、教員間の共通理解と連携、用具の確保などに加え、教員の先入観といった課題を指摘する学生が認められた。今回は、保護者の理解や行政との連携、成果とその評価の可視化といった課題を指摘はなかった。したがって、オリパラ教育を今後も継続するには種々の課題を解決して、授業マネジメントあるいはコーディネートできる教員を保健体育科教育法などの専門教育科目で実践的に養成しなければならない。

6. 結論

- (1) 中学校学習指導要領保健体育の教科の目標達成には、パラリンピック教育が有益である。
- (2) 保健体育科教育法の授業目的と照合すると、パラリンピック教育指導法が授業に組み込めると理解できた。
- (3) スポーツ経営を専攻し、保健体育科教育法を履修する教職志望学生を対象にパラリンピック教育の意義を回答させたところ、全ての学生が肯定的な回答をし、40件の記述、6つのサブカテゴリー、『学び・理解』と『教育的意義』の2つのカテゴリーが抽出できた。
- (4) 中学生を対象としたパラリンピック教育を実施する上での注意点に関する学生の記述は、4つに分類でき、「生徒の対応」が最も多かった。
- (5) 対象学生が作成した中学生対象のパラリンピックプログラムは、「体験型」、「講演・デモンストレーション型」、「調べ学習型」の3つのパターンに分類でき、事前・事後学習と組み合わせたものであった。
- (6) 今回は、パラリンピック教育の運営における注意点として行政や地域、保護者との連携という意見はなかった。そのため、より広く連携が図れる視点を保健体育科教育法などで教育しなければならない。

付記

本研究を進めるにあたり、2021年度障害者スポーツ演習を受講するスポーツ経営専攻し、教職を志望する学生に多大な協力を得た。感謝し、ここに明記致します。

参考文献・引用文献

- 1) 岐阜協立大学 (2021) 保健体育科教育法Ⅰ, https://mathfia.gku.ac.jp/mfufg_s2/view/Syllabus12310.xhtml (最終アクセス 2022年1月17日)
- 2) 岐阜協立大学 (2021) 保健体育科教育法Ⅱ, https://mathfia.gku.ac.jp/mfufg_s2/view/Syllabus12310.xhtml

保健体育科教育法でパラリンピック教育を担う教員の養成に関する一考察（古田ほか）

（最終アクセス 2022 年 1 月 17 日）

- 3) 岐阜協立大学 (2021) 保健体育科教育法Ⅲ, https://mathfia.gku.ac.jp/mfufg_s2/view/Syllabus12310.xhtml
（最終アクセス 2022 年 1 月 17 日）
- 4) 岐阜協立大学 (2021) 保健体育科教育法Ⅳ, https://mathfia.gku.ac.jp/mfufg_s2/view/Syllabus12310.xhtml
（最終アクセス 2022 年 1 月 17 日）
- 5) 文部科学省 (2017) 保健体育科改訂の趣旨, 中学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説保健体育編, p6-9
- 6) 文部科学省 (2017) 教科の目標及び内容, 中学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説保健体育編, p24-29
- 7) 文部科学省 (2017) 教指導計画の作成と内容の取扱い, 中学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説保健体育編, p 229-148
- 8) オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議(2016)大学を活用した地域におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進, オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて最終報告, p17-18
- 9) スポーツ庁, オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業 (オリパラ教育), オリパラ教育推進校一覧, https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop08/list/detail/1407880.htm,
- 10) スポーツ庁(2021)オリパラ教育の必要性, オリンピック・パラリンピック教育の推進について(令和3年度), https://www.mext.go.jp/sports/content/20211011-spt_oripara-300000904_0001.pdf
- 11) スポーツ庁(2020)令和2年度スポーツ庁委託事業「オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業」実践事例集, p 43-44